

地域連携講座

発達障害について

児童発達支援の立場から

川口市心身障害福祉センター わかゆり学園
児童発達支援センター

児童発達支援管理責任者（保育士）

古谷野 喜代美

わかゆり学園について

児童発達支援センター 沿革

昭和42年	4月	1日	精神薄弱児通園施設（定員30名）開設
平成7年	4月	1日	定員35名に変更
平成11年	4月	1日	知的障害児通園施設
平成12年	4月	1日	定員40名に変更
平成24年	4月	1日	児童福祉法改正により新体系に移行 児童発達支援センター（定員40名）
平成25年	5月	1日	保育所等訪問支援開始

児童発達支援事業所 沿革

昭和46年	5月	1日	重症心身障害児母子通園施設いづみの家開設 （川口市婦人会館幼児室）
昭和47年	5月	9日	重症心身障害児通園施設（定員30名）開設 （市単事業）
昭和51年10月	1日		（国）心身障害児通園事業要綱の適用施設 心身障害児通園施設に名称変更（補助事業）
平成15年	4月	1日	支援費制度 児童デイサービス事業開始
平成18年10月	1日		障害者自立支援法 児童デイサービス事業開始
平成23年	4月	1日	児童デイサービス事業所に移行
平成24年	4月	1日	児童福祉法改正により新体系に移行 児童発達支援事業所（定員30名）

児童発達支援センター（毎日登園クラス）

クラス		対象年齢	主な支援内容	対象 登園日数等
毎日 登園	ぞう	4～5歳児	わかりやすい環境設定の中で、毎日登園して集団生活を経験することを通し、対人・コミュニケーション、生活動作、認知面の発達を促す	単独と親子登園日(おおむね週1回程度)を設定(原則、週4日以上利用が条件) *5日/週 親子登園 月4～7日程度
	うさぎ	4～5歳児		
	ことり	3～5歳児	親子登園を通して集団生活に慣れ、個々に合った支援を保護者と共に考え、身辺面の自立や生活リズムの確立をめざす	親子登園日(週3日)を設定し、徐々に単独を経験(原則、週3日以上利用が条件) *4日～5日/週 親子登園 2～1日 単独登園 3～4日

地域支援事業

併園	ぱんだ	3～5歳児	各自の特性を理解し、保護者と協力して具体的支援方法を検討することで、幼稚園・保育所等の母集団での適応及び社会性の発達を目指す	幼稚園、保育所等と併用利用 (週1回 午前 又は 午後 親子登園) *午前クラス 月・金 9:30～11:30(11:30～13:15は任意参加時間) *午後クラス 水 13:00～15:00
訪問	どーなっつ	学齡前児童	幼稚園や保育所等を訪問し、他児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う	おおむね2週間に1回程度
	キャンディ	移行児	情報提供(学校見学、就学関係講演会、先輩保護者の話を聞く会)を行う	登録メールでの一斉配信

児童発達支援事業所

クラス名	対象児	対象年齢	主な支援内容	備考	開所日
ゆり	運動発達の獲得に支援が必要な児	3～5歳児	個々にあった支援を保護者と共に確認し実践する事で、健康面の安定、基本的な生活習慣の確立をめざし、発達を促す	親子登園	月・水・金
すみれ	発達に心配がある歩行支援児	0～2歳児	発達に必要な事を保護者と共に確認し、具体的な育児手法を教示する事で親子関係の確立を促す	親子登園	火・木 9：30～11：30 満3歳～ 9：30～13：30
たんぽぽ	発達に心配がある歩行獲得児	0～2歳児	発達に必要な事を保護者と共に確認し、具体的な育児手法を教示する事で親子関係の確立を促す	親子登園	火・木グループ 月・水グループ 9：30～11：30 満3歳～ 9：30～13：30

支援者の目

◎様々な角度から子どもを捉える。

(成育歴、家族の状況、基礎疾患、発達検査

運動 身辺 言語、コミュニケーション 認知、対人関係)

困っていること (大人、子ども自身)



いいところ 好きなこと 得意なこと



(子どもが持つ強み)

原因 背景 (行動の裏にあること：発達の状態、疾患、感覚の特性等)



目標 (どう育ててほしいのか) →→→そのためにやること

※こどもの存在をありのまま受け止める姿勢

楽しみながら、発達を促す方法を探る

スモールステップを刻んだ支援で達成感を味わう

地域支援事業

併行利用クラス（ぱんだ組）

1、ぱんだ組の目的

年少から就学前の発達上の凸凹（育てにくさ）のあるお子さんに、週1回の親子登園および小集団での療育を通じて支援の仕方を一緒に考え、地域（保育園、幼稚園等）と連携を図りながら、安定した生活を作っていく。

2、保育・支援内容

保護者ニーズ、指導計画（保育目標）、発達課題を合わせて個別支援計画を作成し、これに基づいた支援を行なう。また、同じような悩みを持つ保護者同士の交流、個別に発達や育児の相談の機会も設ける。

3、保育・支援目標

- ・お父さんやお母さん、先生、お友達と一緒に楽しく遊び、人との関係を豊かにしていきましよう
- ・小集団の中でルールや指示を知り、大人やお友達を見ながら活動に参加しましょう
- ・発達に合わせた課題で、達成感や満足感を親子で共有しましょう
- ・面談や懇談を通して、お子さんの発達や状況を一緒に考えていきましよう

支援内容

保護者への聞き取りを基に個別支援計画を作成。長期・短期目標をたて、概ね半期に一度見直す。

◎発達支援

運動・操作／認知・理解／言葉／コミュニケーション／身辺処理など

◎家族支援～親子登園を通して～

子どもの発達、家庭や母集団での様子について共有・相談／学習会参加／

専門職（臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士）による相談など

◎地域支援

母集団訪問（年2回程度）／就学、福祉サービスなどの情報提供／

移行支援など

保育所等訪問支援（どーなっつ）

平成24年の児童福祉法改正により創設された事業。平成27年度に本格的に開始。

『専門機関からの訪問による障害児とその周辺児の地域での育ちの支援』

- 施設の中のみでの発達支援ではなく、地域の中の子どもとして育ちながら、訪問という形で発達支援を受けられる（保護者が就労している子ども達への支援も可能）。
 - **間接支援**：保育所・幼稚園の通常の保育の中で過ごしている姿を観察し、その後、園の先生方や保護者の方とお子さんの様子や関わり方について話し合う。
 - **直接支援**：必要に応じて活動場面に補助的に参加し、対象のお子さんに直接関わりながら支援する。

契約から支援までの流れ

- 保護者の意向と保育所・幼稚園側の受入れが合致することが利用条件となる。
- 保護者が利用申請書を市役所に提出する。 → 受給者証の発行。
- 保育所・幼稚園でのお子さんの様子を観察、先生方の支援ニーズを聞き取る。
- 保護者ニーズとお子さんの発達状況を確認、個別支援計画を作成する。
- 保護者の了解を得られたら、訪問先を含めた三者で確認後、支援開始。
- 月1～2回、午前を中心に訪問支援を行なう。お子さんの集団生活や遊びが豊かになるよう考えながら支援していく。 → 訪問後、保護者に報告。
- 非常勤の臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士が同行し、専門的アセスメントや具体的支援方法を伝える機会もある。 → その後の支援で更に活用。
- 定期的に三者面談を行い、お子さんの成長や支援の方向性を共有する。

〈訪問支援として大切にしていること〉

【保育所等訪問】先生と保護者と、子どもを真ん中に共に学ぶ姿勢を持つ

- 園の先生方ととにかく仲良くなる。
- 先生方と具体的支援を一緒に考える→先生方から学ぶことも多い。情報共有を大切にし、実際の支援を一緒に考えていく。
- 保護者不在にならないように、子ども理解を深める為にも報告を大事にする
(定期的な3者面談の時間の確保をする)